

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		有料老人ホームの設置者に対する改善命令
根拠条例・規則名		老人福祉法
条 項		第 29 条第 15 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課（電話：048-829-1265）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	老人福祉法第 29 条第 15 項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉法第 29 条第 6 項から第 11 項までの規定に違反したと認めるとき。 ・ 当該有料老人ホームの入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき。 ・ その他入居者の保護のため必要があると認めるとき。
	設定等年月日	平成 22 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		